

平成31年度 嘉麻市立学校教員校外研修助成事業実施要綱

1 目 的

嘉麻市立学校教員の各教科等の教材研究力、及び、指導力の一層の改善・向上を図ることで、嘉麻市立学校児童生徒一人ひとりの個性・能力・適性に応じた、総合的な学力の増進を図ることを目的とする。

これは、広く県内・外で開催される各教科等研究会・研究協議会などに、各教員の参加を求め研修を深め、目的を推進するために嘉麻市教育研究所の事業計画の一端として本研修を特別助成事業として実施するものである。

2 実施要綱

本研修助成事業は次の要領により実施するものとする。

- (1) 参加助成する教科等研修は、小・中学校教員を対象に開催される次の諸研究会、または、研究大会・研究協議会等（以下研究会等と呼ぶ）とする。
 - ① 文科省・各都道府県教育委員会・市町村教育委員会等が、主催・共催または後援するもの
 - ② 国立教育会館・各都道府県立または市町村立の教育研究所・教育研究所等が、主催・共催または後援するもの
 - ③ 国公立または私立の各大学の教育・科学・文化に係わる学部、及び、附属の研究所・研究センターまたは附属学校等が主催するもの
 - ④ 全国・各地域ブロックの小・中学校教科等研究部会、または、福岡県小・中学校教科等研究部会等が主催するもの
- (2) 各研究会等の研修参加者は、それぞれ教員1名を原則とする。
- (3) 各研究会等の研修参加希望者は、別に定める参加申込書を校長に提出するものとする。
- (4) 校長は各研究会等の研修参加希望者を、各教科等別・各年度別等で計画的に調整し、別に定める「研究会等研修参加希望者一覧表」を嘉麻市教育研究所所長に提出し、同所長と協議しなければならない。
- (5) 嘉麻市教育研究所所長は、上記の参加希望者一覧表をすみやかに嘉麻市教育委員会教育長あてに具申し、その承認を得ねばならない。
- (6) 参加希望者申込書、及び、参加希望者一覧表の提出期限は、次のとおりとする。
 - ① 参加希望申込書は、下記の参加希望者一覧表の提出日までの、校長が適当と定める日時 までとする。
 - ② 参加希望者一覧表の提出日は、令和元年7月12日（金）までとする。

※ 特段の理由により、上記の計画の変更・追加等の必要が生じた場合には校長はその都度別に定める書式により教育研究所所長を経由して、教育長の承認を得なければならない。
- (7) 本実施要綱で言う教員とは、学校職員（校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、

養護教諭、栄養教諭、事務職員、講師等)をさす。

3 出張伺い及び出張復命書の提出について

各研究会等研修参加者は、学校所定の「県外(県内)出張伺い」を事前に、所属長宛に必ず提出し、また、帰任後は速やかに学校所定の「出張復命書」を、所属長宛に必ず提出しなければならない。

4 校外研修期間中の授業措置等について

校長及び各研究会等研修参加者は、校外研修期間中の当該者の担当する授業等について必要且つ十分な措置を講じなければならない。

5 各研究会等研修参加報告書と研究紀要の作成について

(1) 各研究会等研修参加者は所定の期日までに、別に定める「研究会等研修参加報告書」を、所属長を経て嘉麻市教育研究所所長あてに提出しなければならない。

(2) 嘉麻市教育研究所所長は、提出された上記の報告書を取りまとめて、当該年度の嘉麻市教育委員会発行の「研究紀要」等に収録しなければならない。

6 本事業に係わる研修参加者数及び研修参加補助金等について

(1) 本研修参加補助金については、別に定める支出要綱により、嘉麻市教育研究所所長に委託する「平成31年度教職員研修補助金」より支出する。

(2) 本特別研修事業に年間を通じて参加を承認する参加者数は、上記研修補助金の範囲内とする。

(3) 研修参加補助金は、当該の各研究会等に参加するために必要な旅費・宿泊費、及び主催者に納入しなければならない参加費・資料費等について補助するものとする。

(4) 上記の各研修参加補助金の支出については、学校教育課長による参加費用等の精査を経て、教育長の承認を得ねばならない。